

(表)

() 第 号													
緊急通行車両事前届出書													
年 月 日													
大阪府公安委員会 殿													
申請者住所 (電話) 氏名 印													
行政機関等の名称等	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 指定行政機関</td> <td>2 指定地方行政機関</td> </tr> <tr> <td>3 地方公共団体(執行機関を含む。)</td> <td>4 指定公共機関</td> </tr> <tr> <td>5 指定地方公共機関</td> <td>6 その他()</td> </tr> </table>	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関	3 地方公共団体(執行機関を含む。)	4 指定公共機関	5 指定地方公共機関	6 その他()						
	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関											
3 地方公共団体(執行機関を含む。)	4 指定公共機関												
5 指定地方公共機関	6 その他()												
名称()													
業 務 の 内 容	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1 警報の発令等</td> <td>2 消防等の応急措置</td> <td>3 救難救助等</td> </tr> <tr> <td>4 児童等の教育</td> <td>5 施設等の応急復旧</td> <td>6 保健衛生</td> </tr> <tr> <td>7 社会秩序の維持</td> <td>8 緊急通行の確保</td> <td>9 災害の防御等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10 その他()</td> </tr> </table>	1 警報の発令等	2 消防等の応急措置	3 救難救助等	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生	7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等	10 その他()		
1 警報の発令等	2 消防等の応急措置	3 救難救助等											
4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生											
7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等											
10 その他()													
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品目)													
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県	無										
		その他の都道府県()											
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番											
	氏 名												
番号標に表示されている番号													
出 発 地													

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

()第 号

年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会

印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続きを受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

緊急通行車両確認申請書

年 月 日

大阪府知事
大阪府公安委員会 殿

申請者住所

(電話番号)

氏 名

印

行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他()	
	名称()	
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他()	
番号票に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあたっては輸送人員又は品目)		
車 両 の	住 所	電話番号()
使 用 者	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

第 号

年 月 日

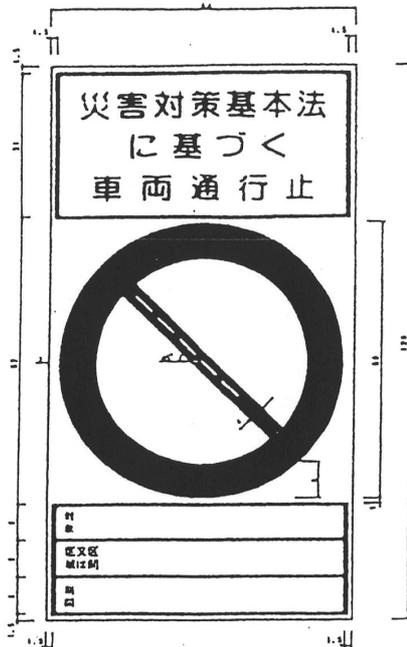
緊急通行車両確認証明書

大阪府知事
大阪府公安委員会



番号票に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあたっては輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
運行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

緊急通行車両以外の車両通行禁止標示



- 備考
- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 - 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 - 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

緊急通行車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。